

お知らせ

○県消費生活センターのしごと

県消費生活センターのしごとをご存知ですか？

県消費生活センターは、主に次のしごとをしています。

① 消費生活の苦情相談

○専門の消費生活相談員が、お金、契約のトラブルをはじめ商品の安全に関する相談・苦情等をお受けし、解決のお手伝いをしています。無料です。相談等に対しては、解決のための「助言」や「情報提供」をしたり、ケースによっては「あっせん」といって、相談者等と一緒に事業者と交渉もします。

② 出前講座・情報提供等

○消費者トラブルの未然防止、自立した賢い消費者を育成するため、県内各地に講師を派遣して出前講座を行っています。
○情報誌「暮らしの情報」、ホームページ「ながさき消費生活館」等により情報提供しているほか、テレビ、ラジオ、新聞等により啓発を図っています。平成24年度は、合計106回、延べ6,942人の方に講座を聴いていただきました。

③ 事業者の指導

○不正な取引を行う事業者に対して消費者行政にかかる関係法令や県条例を運用し、指導を行っています。また、行政処分等を公表して消費者被害の拡大を防止しています。

ながさき消費生活館



消費生活トラブルでお困りの方は、お住まいの消費生活センターまたは市町相談窓口まで

★市町の消費生活相談窓口

市 町	相談窓口	電 話	市 町	相談窓口	電 話
長 崎 市	消費者センター	095-829-1234	雲 仙 市	消費生活センター	0957-38-7830
佐世保市	消費生活センター	0956-22-2591	南島原市	消費生活センター	0957-82-3010
島 原 市	消費生活センター	0957-62-9100	長 与 町	地域政策課	095-883-1111
諫 早 市	消費生活センター	0957-22-3113	時 津 町	産業振興課	095-882-2211
大 村 市	消費生活センター	0957-52-9999	東 彼 杵 町	まちづくり課	0957-46-1111
平 戸 市	市民課	0950-22-4111	川 棚 町	総務課	0956-82-3131
松 浦 市	消費生活センター	0956-72-1111	波 佐 見 町	商工振興課	0956-85-2111
対 馬 市	観光物産推進本部	0920-53-6111	小 値 賀 町	産業振興課	0959-56-3111
壱 岐 市	観光商工課	0920-44-6111	佐 々 町	産業経済課	0956-62-2101
五 島 市	消費生活センター	0959-72-6144	新上五島町	総合窓口課	0959-53-1111
西 海 市	消費生活センター	0959-37-0145			

★長崎県消費生活センター(食品安全・消費生活課)

長崎市大黒町3-1 長崎交通産業ビル4階
TEL 095-824-0999 FAX 095-828-1014



この情報は県消費生活センターのホームページ「ながさき消費生活館」でもご覧いただけます

<http://www.nagasaki-shouhi.jp/>



編集・発行

長崎県消費生活センター

(長崎県県民生活部 食品安全・消費生活課)

〒850-0057 長崎市大黒町3-1 長崎交通産業ビル4階

ホームページ「ながさき消費生活館」 <http://www.nagasaki-shouhi.jp/>

TEL 095-824-0999

FAX 095-828-1014

計量器に関するお問い合わせは

長崎県計量検定所

〒850-0047 長崎市銭座町3-3

TEL 095-844-9892 FAX 095-844-8844

長崎県 No.323 暮らしの情報

2014
1・2
月号

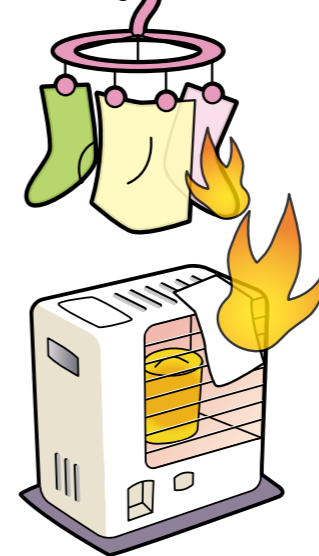
内容紹介

- 寒～い季節の到来！「暖房器具の点検を！」…………… (1)
 - 「暖房器具の事故にご注意！」…………… (2)
 - 消費生活センター相談窓口から「冬の暖房器具に気をつけて」…………… (3)
 - お知らせ…………… (4)
- 県消費生活センターのしごと
市町の消費生活相談窓口紹介

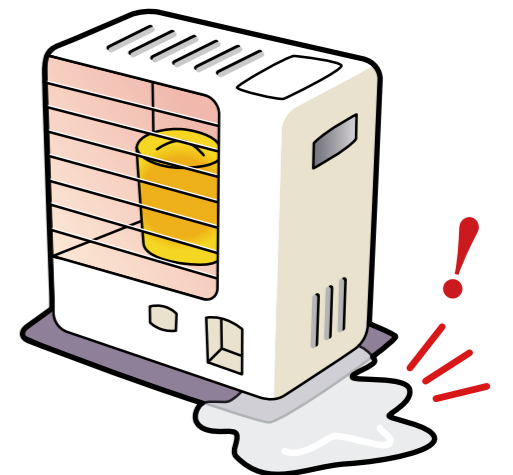


寒～い季節の到来！ 「暖房器具の点検を！」

○上方に干した洗濯物が落下し引火



○給油タンクから漏れた灯油に引火



昨年2月に長崎市で発生したグループホーム火災。その原因は加湿器だったのではないかとされています。この事例では、すでに全国で火災につながる事故が報告されたのを受けリコールされ、回収が進められていた製品でした。

暖房器具などによる製品事故は予想もしない時に発生するものです。毎年使用しているからという安心感や思いこみが危険なのかもしれません。これから最も寒い季節を迎えます。もう一度御使用中の暖房器具を点検しましょう！

暖房器具の事故に注意しましょう!!

★低温やけどって知ってます?

寒さが身にしみるこの頃。コタツの中に潜り込んでしまい、ついウトウトしがちですが、気付いた時に足にやけどをしていた……などということはありませんか?それは「低温やけど」なのです。

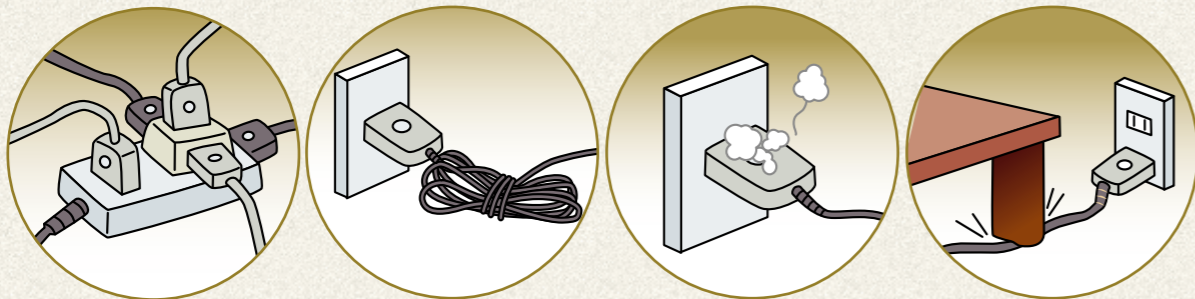
低温やけどとは?

比較的低い温度(44℃程度)でも6～10時間にわたって皮膚の同じ所に触れていると筋肉などが壊死するために「低温やけど」をおこします。

「低温やけど」は痛みは弱いですが、実際は皮膚の深い部分にやけどをおこして皮下組織が壊れたりして、植皮手術が必要になることがあります。こたつや湯たんぽ、ホット・カーペットなどに長時間触れていると低温やけどをおこすので、注意しましょう。特に、糖尿病の方、高齢者、乳児、あるいは泥酔している方は、痛みを感じにくく同じ姿勢になりやすいため注意が必要です。

★配線器具の点検も!

コードやプラグなど、こんな使い方をしていませんか?



(たこ足配線) (コードを束ねる) (プラグにホコリ) (コタツの足が)

★たこ足配線でコードが過熱

電気ストーブや電気コタツ等5～6個の電気製品をたこ足配線で使用した場合、許容電流を超えてしまい、コードが過熱して発火してしまうことがあります。点検してみましょう。

★プラグにホコリが

コンセントとプラグのすき間に大量のホコリが蓄積され、それが湿気を帯びた場合に漏電することがあり、経時と共に漏電部が沿面放電し炭化、炭化部から発火することがあります。これをトラッキング現象といい、程度によっては電流が流れホコリが発火し、火災の原因となることがあります。定期的にかまめに清掃しましょう。

「冬の暖房器具に気をつけて」

相談事例

事例1) こたつから発煙

こたつの電源を入れてすぐに焦げたような臭いがしたので、こたつの中を見たら煙が出てこたつ布団が約20センチ四方焼けた。慌てて電源を切ったので大事には至らなかったが、目を離していたら火事になっていたかもしれない。こたつに問題があるのではないか。



事例2) セラミックヒーターから発火

約8年前に購入したセラミックヒーターから、バチッと音がしたので見ると火が出ていた。慌てて外に出し水をかけて消火した。ヒーターは扇風機型であり、首振りの付け根部分が一部溶けていた。



センターの対応

事例1) 製品の安全性や事故原因調査を行う独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE: ナイト)へ調査を依頼し、ヒーターの温度や温度調節器などを調べましたが、異常は見られませんでした。こたつ布団には格子状の焦げ跡があり、ヒーター保護の金属製格子と形状が一致したため、布団とヒーターが接触し発煙に至ったと報告がありました。こたつの取扱説明書には、「布団をやぐらの中に押し込んで使用しない」と記載しており、消費者にその旨説明しました。

事例2) NITEへ原因調査を依頼した結果、内部の電源コードとサーモスタット(温度調節機構)の接続部が断線していた以外に異常は無く、この接続部が何らかの原因で発熱を繰り返し発火に至ったと報告がありました。これは、製品に起因する事故の為、メーカーに情報提供し、購入代金が返金されました。

消費者へのアドバイス

暖房器具による事故は、1月をピークに多くなります。原因は、事例2のように製品に起因する場合がありますが、事例1のように誤使用や不注意による場合も多く見られます。

こたつは、掛け布団や座椅子、座布団がヒーターに触れないように注意してください。短時間でも発火に至ることがあります。また、衣類をこたつ内で乾かすことも発火の危険がありますので、やめてください。

もし事故が起きたら、製品の写真を撮るなどして状況を詳しく記録し、販売店やメーカー、最寄りの消費生活センターに伝えましょう。火災の場合は、消防署が調査することもあります。情報を伝えることで、他の事故防止に役立てることもできます。